

せいり ばんごう 整理番号	8-4-7	そうだん 相談レベル	3
ぶん るい 分類	びょうき 病気		
こう むく 項目	こうてき いりょうほけん 公的医療保険		
ない よう 内容	オーバースティ中の医療制度		

1 想定される質問の背景

- オーバースティで日本で働いてきたが病気になり、医療機関に行き治療を受けたら、保険に加入していなかったため、高額な費用を請求された。

2 基本的な質問と回答

相談者 オーバースティの場合、公的医療保険には加入できないのですか？

回答者 自分や配偶者の勤務先の健康保険組合が認めれば健康保険には加入が可能です。国民健康保険の資格適用には、外国人登録法に基づく登録を受けた者であり、出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定による在留資格をもって日本に在留している必要があります。オーバースティの場合は国民健康保険が適用となりません。

⇒ 市区町村 13-5-1へ

相談者 オーバースティの場合でも民間の保険などに加入することはできませんか？

回答者 公的医療保険に加入できない外国人の方が利用できる会員制医療保険制度として港町健康互助会があります。

⇒ 港町診療所等 8-1-6へ

3 派生する質問と回答

相談者 オーバースティの場合でも、医療費支援が受けられる制度はありますか？

回答者 在留資格、外国人登録、保険加入の有無を問わず利用できる制度として、結核にかかった場合、妊産婦の助産施設への入所、未熟児への養育医療、身体的障害のある児童等への育成医療、「行き倒れ」を救済する「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」などの制度があります。

⇒ 結核医療費 8-5-3へ

⇒ 出産費用・助産制度 9-1-6へ

⇒ こどもの医療費の助成など 9-3-1～5へ

⇒ 行旅病人の医療費 8-5-7へ

メモ欄
